

事案決裁規則 新旧対照表

事案決裁規則 (現行)	事案決裁規則 改正案	備考
<p style="text-align: center;">事案決裁規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(原則) 第2条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長、<u>事務局長</u>及び部長又は室長に決裁権を委任することができる。</p> <p>(会長の決裁事案) 第3条 会長は、次のものを決裁する。 (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案 (2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案 (3) 予算の編成及び決算に関する事案 (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案 (5) 定款に関する事案 (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案 (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案 (8) 職員の任免（昇任、昇格を含む。）、分限、懲戒及び表彰に関する事案 (9) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案 (10) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長、<u>事務局長</u>、<u>事務局次長</u>及び部長又は室長の海外出張に関する事案 (11) 1, 000 万円以上の収入及び支出に関する事案</p>	<p style="text-align: center;">事案決裁規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(原則) 第2条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長及び部長又は室長に決裁権を委任することができる。</p> <p>(会長の決裁事案) 第3条 会長は、次のものを決裁する。 (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案 (2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案 (3) 予算の編成及び決算に関する事案 (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案 (5) 定款に関する事案 (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案 (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案 (8) 職員の任免（昇任、昇格を含む。）、分限、懲戒及び表彰に関する事案 (9) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案 (10) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長及び部長又は室長の海外出張に関する事案 (11) 1, 000 万円以上の収入及び支出に関する事案</p>	<p>・事務局長を削除</p> <p>・事務局長、事務局次長を削除</p>

<p>(12) 予算の流用に関する事案 (13) 職員の給与に関する事案 (14) その他特に重要な事項に関する事案</p> <p>(専務理事の決裁事案) 第4条 専務理事は次のものを決裁できる。 (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案 (2) 規則等に関する事案 (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案 (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案 (5) 500万円以上1,000万円未満の収入及び支出に関する事案 (6) その他重要な事項に関する事案</p> <p>(事務総長の決裁事案) 第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。 (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案 (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案 (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案 (4) 事務局長、事務局次長及び部長又は室長の国内出張に関する事案 (5) 副部長、グループ長及び部員の海外出張に関する事案 (6) 事務局長の勤怠に関する事案 (7) 250万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案 (8) その他比較的重要な事項に関する事案</p> <p><u>(事務局長の決裁事案)</u> 第6条 <u>事務局長は、次のものを決裁できる。</u> <u>(1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案</u> <u>(2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案</u> <u>(3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案</u> <u>(4) 部長又は室長の勤怠に関する事案</u> <u>(5) 50万円以上250万円未満の収入及び支出に関する事案</u> <u>(6) その他比較的重要な事項に関する事案</u></p>	<p>(12) 予算の流用に関する事案 (13) 職員の給与に関する事案 (14) その他特に重要な事項に関する事案</p> <p>(専務理事の決裁事案) 第4条 専務理事は次のものを決裁できる。 (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案 (2) 規則等に関する事案 (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案 (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案 (5) 500万円以上1,000万円未満の収入及び支出に関する事案 (6) その他重要な事項に関する事案</p> <p>(事務総長の決裁事案) 第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。 (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案 (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案 (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案 (4) 部長又は室長の国内出張に関する事案 (5) 副部長、グループ長及び部員の海外出張に関する事案 (6) 部長又は室長の勤怠に関する事案 (7) 50万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案 (8) その他比較的重要な事項に関する事案</p> <p>削除</p>	<p>・事務局長、事務局次長を削除 ・事務局長廃止に伴う</p>
--	---	---------------------------------------

<p>(部長又は室長の決裁事案)</p> <p>第7条 部長又は室長は、次のものを決裁できる。</p> <p>(1) 副部長、グループ長及び部員の勤怠に関する事案</p> <p>(2) 副部長、グループ長及び部員の国内出張に関する事案</p> <p>(3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案</p> <p>(4) その他定例的な事項に関する事案</p> <p>(役員の承認)</p> <p>第8条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。</p> <p>(1) 会長 専務理事</p> <p>(2) 専務理事 事務総長</p> <p>(3) 事務総長 <u>事務局長</u></p> <p>(4) <u>事務局長</u> <u>事務局次長</u></p> <p>(5) 部長又は室長 副部長・グループ長</p> <p>2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。</p> <p>3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。</p> <p>(未決執行特認)</p> <p>第10条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。</p> <p>2 第2条、第3条及び第4条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規則以外の諸規則の定めにも拘束される場合は、これに従う。</p>	<p>(部長又は室長の決裁事案)</p> <p>第6条 部長又は室長は、次のものを決裁できる。</p> <p>(1) 副部長、グループ長及び部員の勤怠に関する事案</p> <p>(2) 副部長、グループ長及び部員の国内出張に関する事案</p> <p>(3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案</p> <p>(4) その他定例的な事項に関する事案</p> <p>(役員の承認)</p> <p>第7条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。</p> <p>(1) 会長 専務理事</p> <p>(2) 専務理事 事務総長</p> <p>(3) 事務総長 <u>管理部長</u></p> <p>(4) 部長又は室長 副部長・グループ長</p> <p>2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。</p> <p>3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。</p> <p>(未決執行特認)</p> <p>第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。</p> <p>2 第2条、第3条及び第4条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規則以外の諸規則の定めにも拘束される場合は、これに従う。</p>	<p>・事務局長、事務局次長を削除</p> <p>・管理部長を代行者と規定</p>
--	---	---

<p>(改廃) 第 11 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(補則) 第 12 条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則) 第 13 条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p> <p>(改正) 2017年12月7日(2018年1月1日施行)</p>	<p>(改廃) 第 10 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(補則) 第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則) 第 12 条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p> <p>(改正) 2017年12月7日(2018年1月1日施行) <u>2018年7月26日(2018年9月1日施行)</u></p>	
---	--	--